事故報告について

介護保険事業者は、介護サー ビスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じることとなっております。

事故報告については、速やかに市町村（「被保険者の属する市町村」及び「事業所・施設が所在する市町村」）に報告してください。

また、同時に、京都府（管轄の保健所）にも報告をお願いします。

※ 事故報告の様式につきましては、各市町村の指示に従って下さい。

京都府への報告は、各市町村様式で提出されたもののコピー でかまいません。

なお、市町村で様式が定められていない場合には、別紙参考様式「事故報告書」を御活用く

ださい。

【事業者が報告すべき事項】

1事業所の概要、 2利用者、 3事故の概要、

4利用者及び家族への対応等、 5事故の原因及び今後の改善策について

【報告すべき事故の内容（種別）】

1死亡（死因; )、2骨折、3火傷、4創傷、5誤喋、6異食、7薬の誤配、

* 8財物の損壊・喪失、9従業員の法令違反、10交通事故、12その他( )

※ 事業者の過失の有無を問わず、サービスの提供時間中や送迎中に発生した事故を対象とします。

事故については、発生したときの対応はもちろんですが、ヒヤリハットの蓄積や分析などを行い、事故防止の対策についても各事業所で取組んでいただきますようよろしくお願い致します。